

令和6年度（2024年度）

甲種防火管理再講習案内

舞鶴市消防本部

消防法施行令第3条の規定により、甲種防火対象物の防火管理に関する講習のうち「甲種防火管理再講習」を次のとおり実施します。

1 受講対象者

舞鶴市内に所在する建物の収容人員が300人以上である劇場、ホテル、物品販売店舗、病院等の特定防火対象物（消防法施行令第4条の2の2第1号）の防火管理者として選任されている方。（消防法施行規則第2条の2の2に規定する乙種防火管理講習修了者を防火管理者とすることができる防火対象物の部分に係る防火管理者を除く。）

2 受講義務（上記受講対象者のうち）

- 「甲種防火管理再講習」は5年に1度受講する義務があります。
 - 選任された日が防火管理講習を受講してから4年を超える方は、防火管理者に選任された日から1年以内に受講する義務があります。
 - 最後に防火管理講習を受講した日以後における最初の4月1日から、5年以内に受講する義務があります。
- ※ 現在、防火管理者として選任されていない方は、対象ではありません。

3 講習日時・講習場所・申込期間

| | |
|------|-------------------------------|
| 講習日時 | 令和6年8月1日（木）13時30分から15時30分まで |
| 講習場所 | 舞鶴西総合会館 2階 201会議室（舞鶴市字南田辺1番地） |
| 申込期間 | 令和6年7月1日（月）から7月24日（水）まで |
| 定員 | 20名 |

4 受講料について

受講は無料ですが、講習会当日にテキスト代として1,600円が必要です。

【お釣りのないようにご協力をお願いします。】

なお、テキストの返却及び返金はできません。

5 申込方法

スマートフォン・パソコンでのお申込みとなります。下記 QR コードを使用するかインターネットで「舞鶴市 甲種防火管理再講習」と検索してください。

申込時に前回の甲種防火管理新規講習（又は再講習）の修了証の写しを添付してください。



申込用QRコード

※ スマートフォン・パソコンからお申し込みができない方は、下記の窓口でお申込みください。電話での申込み受付は行っておりません。

6 申込窓口

| 受付窓口 | | 電話番号 | 受付時間 |
|---------------|------------|--------------|------------|
| 舞鶴市消防本部 予防課 | 北吸 1044 番地 | 0773-66-0119 | 8:30~17:15 |
| 舞鶴市東消防署 総務予防課 | 浜 80 番地の 4 | 0773-65-0119 | 8:30~20:00 |
| 舞鶴市西消防署 総務予防課 | 松陰 5 番地の 5 | 0773-77-0119 | |

7 講習内容

| 講習日 | 講習科目 | 受付時間 |
|------|-----------------|-------------|
| 8月1日 | オリエンテーション | 13:30~13:35 |
| | 防火管理に関する法令改正の概要 | 13:35~14:25 |
| | 火災事例等の研究に関すること | 14:35~15:25 |
| | 修了証交付・質疑 | 15:25~15:30 |

8 講習当日の持ち物

- ・ **顔写真つき本人確認書類（運転免許証等）**
- ・ 筆記用具

- ・テキスト(A4)を入れる袋(テキストは当日お渡しいたします。)
- ・印鑑

【顔写真付き本人確認書類について】

講習会当日、「**顔写真**」「**氏名**」「**生年月日**」が分かるものをご持参し、受付をお済ませください。本人確認ができない場合は、受講をお断りいたします。

《本人確認書類の例》

- ・運転免許証
 - ・運転経歴証明書（平成25年4月1日以降に交付したものに限る。）
 - ・パスポート
 - ・マイナンバーカード（通知カード不可）
 - ・顔写真つき住民基本台帳カード
 - ・在留カード
 - ・特別永住者証明書
 - ・障害者手帳
 - ・その他顔写真、氏名、生年月日、住所等が確認できる公的証明書
- ※ 顔写真付き本人確認書類が用意できない場合、健康保険証と、キャッシュカード・クレジットカード・預金通帳等の氏名が確認できるもの2点をご持参ください。

9 修了証交付

本講習を修了された方には、舞鶴市消防長が修了証を交付します。

【遅刻又は途中退席をされた方には、修了証を交付することはできません】

10 注意事項

- (1) 受講義務者が受講期限内に受講しなかった場合には、防火対象物に適応した防火管理者としての資格を有しないことになるため、防火管理者が未選任となります。
- (2) 防火対象物定期点検報告制度の特例認定を受けている場合には、認定の取消し要件に該当することになります。

11 その他

発熱や風邪の症状がある場合は受講をお控えください。